

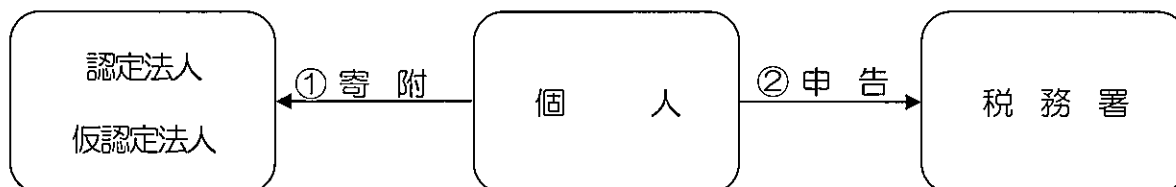
7 税制上の措置

認定（仮認定）法人になると次の4つの税制上の措置があります。

(1) 個人が支出した認定（仮認定）法人への寄附金に対する措置

所得 税

個人が認定（仮認定）法人に対し、その認定（仮認定）法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法第78条第2項、措法第41条の18の2第1項、第2項）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算 式》

特定寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除額

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定（仮認定）法人寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定（仮認定）法人に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算 式》

（認定（仮認定）法人に対する寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40% = 税額控除額

（注） 認定（仮認定）法人に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。

ただし、認定（仮認定）法人に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定（仮認定）法人に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

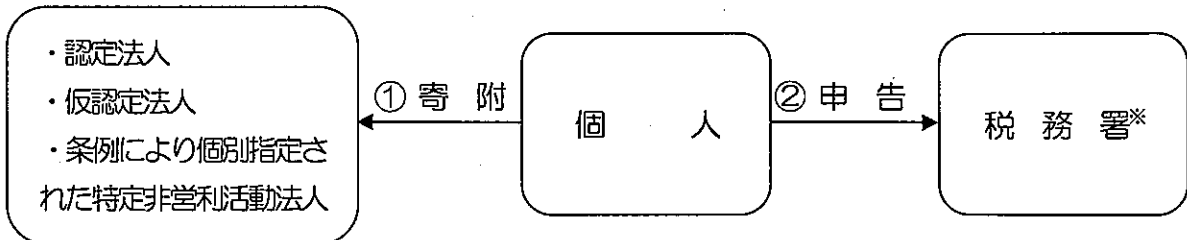
【証明書の添付又は提示等】

(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定（仮認定）法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定（仮認定）法人が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令第262条第1項、所規第47条の2第3項）。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定（仮認定）法人が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法第41条の18の2第3項、措規第19条の10の3）。

個人住民税

認定（仮認定）法人に対する特定寄附金又は個人が特定非営利活動法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2000 \text{円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%
- ・市区町村が指定した寄附金は6%

(都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。（この場合、所得税の控除は受けられません。）

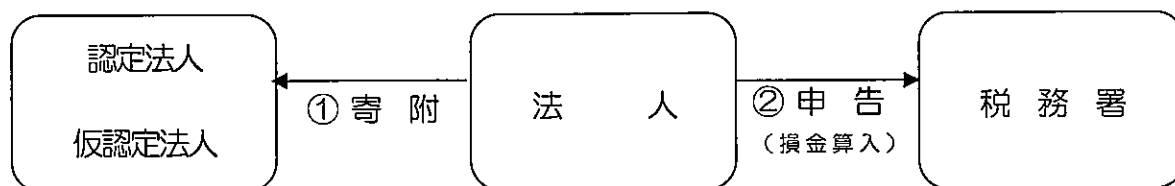
※ 条例で個別に指定された認定法人以外の特定非営利活動法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法第45条の2第5項）。

※ どの寄附金が指定されているか等については、寄附者がお住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

(2) 法人が支出した認定（仮認定）法人への寄附金に対する措置

法人が認定（仮認定）法人に対し、その認定（仮認定）法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法第37条第4項、措法第66条の11の2第2項）。



（一般寄附金の損金算入限度額）

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$\left(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{4}$$

（特別損金算入限度額）

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$\left(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$$

（注）事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

（証明書の保存等）

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定（仮認定）法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定（仮認定）法人が証する書類を保存しておく必要があります（法人法第37条第9項、措規第22条の12）。

(3) 相続人等が認定法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定法人（仮認定法人は適用されません。）に対し、その認定法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません（措法第70条第1項、第2項、第10項）。

（寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

（証明書の添付等）

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定法人が

①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨

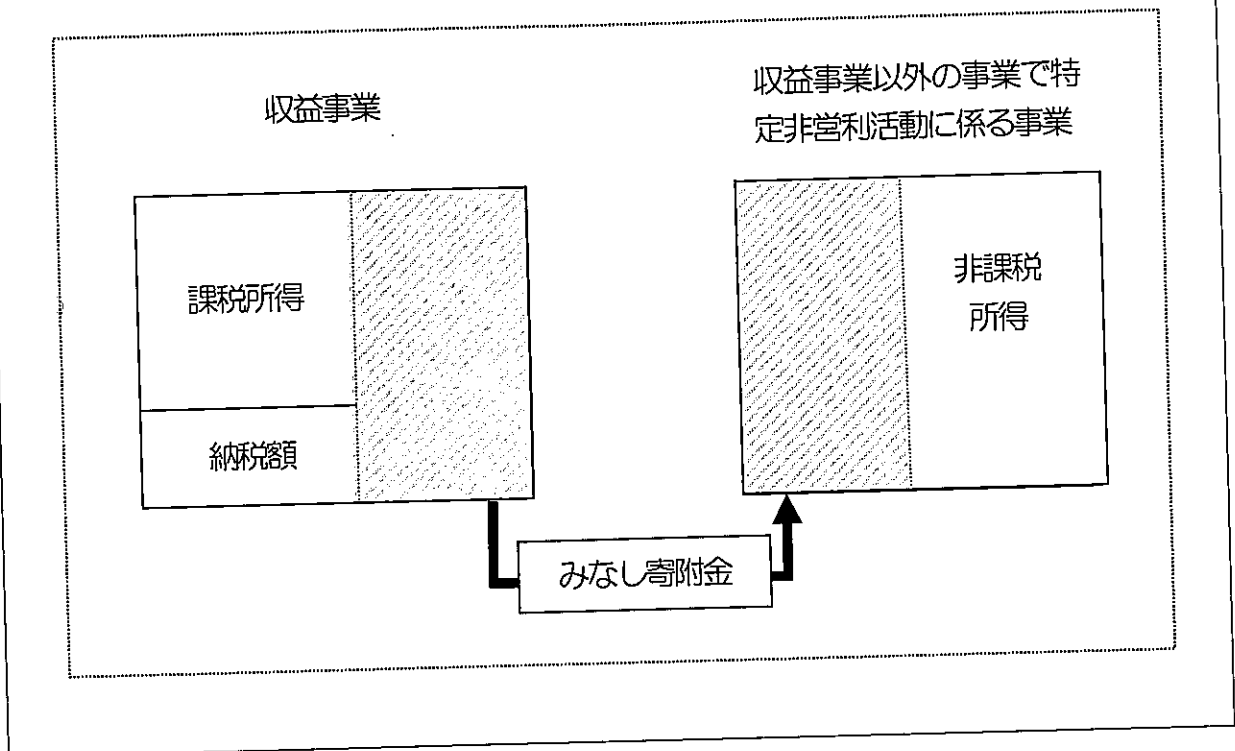
②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細

③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法第70条第5項、第10項、措規第23条の5）。

(4) 認定法人のみなし寄附金制度

認定法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（のみなし寄附金）。こののみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、のみなし寄附金制度は仮認定法人には適用されません（法人法第37条第5項、法人令第73条第1項、措法第66条の11の2第1項）。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

個人又は法人が支出した認定（仮認定）法人への寄附金に対する措置

措置の対象となるのは、認定（仮認定）法人に対し、認定（仮認定）の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附です。

したがって、認定（仮認定）を受けていない特定非営利活動法人に対する寄附金や認定（仮認定）の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、（1）から（3）の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

相続人等が認定法人に寄附した相続財産等に対する措置

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附です。

ただし、その寄附を受けた認定法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。